

国近整契第230号
令和3年9月8日

ジオ・サーチ株式会社
代表取締役社長 雑賀 正嗣 様

近畿地方整備局長

苦情申立てについて（回答）

令和3年7月6日付けで貴社から申立てのあった苦情につきまして、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」の規定に基づき、近畿地方整備局入札監視委員会第一部会（以下、「入札監視委員会」と言います。）による審議結果の意見書を踏まえ、下記のとおり回答します。

記

「路面下空洞探査業務」における、近畿技術事務所（以下「事務所」と言います。）の技術評価点の算出方法は、入札説明書の規定に反するものではなく、入札結果の見直しについては不要と判断します。

なお、入札監視委員会より入札手続における課題に係る意見があったことにつきましては、これを真摯に受け止め、改善に努めて参ります。

※回答理由等につきましては別紙をご参照ください。

(別 紙)

・理 由

事務所は、入札参加者に「過年度に確認された異常信号箇所調査記録データ等」(以下「過去調査データ」と言います。)を提供しましたが、当該資料では、記載の5箇所空洞が存在するか否かの事実を明示しているわけではあり
ません。なおかつそのような前提より、これら5箇所が各々1個の空洞である
ことを提示しているものでもないことを踏まえ、貴社の申立てに係るご
指摘は当たらないものと考えます。

一方で発注者として改善を図るべき点として、事務所では、従前より入札公告
等資料については、競争参加者に誤解を招くことのないよう、適切な資料や表現
を用いるよう努めているところではありますが、今回の申立てを受けるに至り、
また入札監視委員会より「わかりにくさ」があるとの意見が付帯されたことを真
摯に受け止め、今後の発注においては競争条件その他の発注者が意図するところ
が、入札に参加される皆様により明確に伝わるよう、改善を図ることといたしま
す。

また、貴社ご指摘のとおり、貴社より事務所あての「非落札理由の説明要求」
に対し、事務所は電話及び電子メールにて回答を差し上げたところですが、「分
任支出負担行為担当官が書面にて回答する」という入札説明書記載の手続きに沿
ったものとは必ずしも言えなかったことを率直に顧み、今後は適正な手続きの徹底
を図りますとともに、皆様のご疑問への対応をよりの確かつ丁寧に行って参る所
存です。

以上